2008.06.18

PL Report ＜2008 No.3＞

国内の PL 関連情報

玩具入りカプセルの裁判で欠陥を認定

（2008 年 5 月 21 日　毎日新聞ほか）

玩具が入っている球状カプセル(直径約 40mm)を誤飲した男児（当時 2 才 10 ヶ月）が、脳障害等の重度な後遺障害を負ったとして、カプセルの製造業者に対して損害賠償を求めた訴訟で、5 月 20 日、鹿児島地裁はカプセル製造業者に対して 2,626 万円の支払いを命じた。

製造業者は、カプセルが玩具安全基準（ST 基準）で規定された安全基準（直径 31.8mm 以上）を満たしていると主張していたが、裁判長は「3 歳未満の幼児でも開口時の大きさが 40mm を超えることは珍しくない」、「誤飲の場合に取り出しやすくするため、角形にしたり、気道確保の穴を複数設ける設計が必要」等の指摘をした。

判決では、損害額を 7,954 万円と算定したが、両親にも注意義務違反があったとし、製造業者の責任を 3 割と認定した。

ここがポイント

本判決は安全基準についての言及があり、注目すべき判決となっています。

この事故は、カプセルの設計が ST 基準を満たしているにも係わらず、発生したものです。そもそも、カプセル自身は玩具ではなく、廃棄される包装とも考えられ、ST 基準の適用には議論の余地がありますが、基準を参照するのであれば、日本の基準だけでなく、海外の基準にも注意を払うべきと考えられます。玩具の小部品に関する基準は、欧州では EN71-1 規格、米国では CPSC 連邦規則で規定されていますが、球状の製品については直径 44.5mm 以上という安全基準が設定されています。欧州や米国の安全基準によれば、直径 40mm のカプセルは口に嵌まり込む危険があると判断でき、裁判長の指摘は妥当であると考えられます。

安全基準に準拠していれば「安全」と一般的には捉えられていますが、製品の使用形態はそれぞれ固有なものであるため、その安全性はリスクアセスメントにより確認することが必要です。ST 基準のような業界基準を遵守することは当然のことですが、その他の規格類にも目を配り、自社の基準を確立した上で個別検討を行うことが望まれます。

経年劣化による重大製品事故が 1 年間で 95 件

（2008 年 5 月 31 日　東京読売新聞ほか）

消費生活用製品安全法（消安法）の改正により報告が義務付けられた重大製品事故の総件数は、1 年間で 1,346 件となったが、そのうち、購入から年数を経て安全性が低下した経年劣化による事故が 95 件であった。

経年劣化による事故は、石油給湯器と扇風機がそれぞれ 19 件で最も多く、石油風呂釜が 13 件、屋外式ガス風呂釜が 7 件、照明器具が 6 件、ブラウン管型テレビが 5 件などとなっている。

経済産業省は、2008 年 3 月に扇風機を主とした家電製品の経年劣化による事故予防のためのチラシを約 350 万枚作成し、回覧板を用いて全国に注意を呼びかけたが、新たに 5,000 万枚のチラシ

を作成し、国内の全世帯に配布するとしている。

ここがポイント

5,000 万枚のチラシで注意を喚起する対象製品は、長期使用製品安全表示制度で指定された扇風機・換気扇・エアコン・電気洗濯機・ブラウン管型テレビの 5 品目です。この 5 品目は使用者による点検が重要であるため、チラシを全世帯に向けて配布することになりました。チラシの配布は、経年劣化による重大製品事故発生の危険性を消費者に認知させることにおいて、一定の効果があるでしょう。

しかし、経年劣化による事故が多かった石油給湯器や石油風呂釜は、長期使用製品安全点検制度の対象品目で製造業者から点検の案内がなされることになりますが、屋外式ガス風呂釜や照明器具は点検案内の対象外で、これらに対する注意喚起は、今回の配布チラシには盛り込まれていません。消費者はチラシを参考にして、その他の機器についても点検する必要があるといえるでしょう。

企業としても、法定の安全表示品目だけでなく、耐用年数の表示や点検のポイントを記載するなど、自主的な対策を行うことが望まれます。

輸送中の菓子が有害物質で汚染

（2008 年 5 月 31 日東京読売新聞ほか）

製菓会社が製造した菓子が、スーパーに輸送される途中、有害な有機塩素系溶剤であるテトラクロロエチレンに汚染されていたことが判明した。菓子を輸送したトラック内でテトラクロロエチレンを含む溶剤が漏洩したことが原因であった。

トラックには、ビスケット菓子 660 袋と溶剤を詰めた金属製一斗缶が混載されており、運送業者は、溶剤が漏洩していることを発見したが、他の荷物に溶剤が付着した形跡が見当たらなかったため、菓子をそのまま配達していた。

製菓会社は同トラックに積載されていた菓子で汚染の可能性がある商品を対象に回収した。

ここがポイント

本件は異臭によるクレームに端を発し、菓子を分析したところ有害な溶剤（テトラクロロエチレン）が検出されたため、回収が行われていましたが、事故発生当初は混入経路が不明でした。

本溶剤は菓子製造の工場では使用していないこと、全国に出荷しているにもかかわらずクレームがある地域に限定されていたことなどの状況から、製造工程だけでなく、物流工程についても調査が行われました。その結果、製品輸送中の汚染であったことが明らかとなりました。

本件は、中国製冷凍ギョウザ事故を思い起こさせるような製品事故であったため話題を集め、事故発生当初は、分析に時間がかかっていることが指摘されましたが、製造から小売が国内であり追跡が可能であったことから、比較的早く原因の推定と対策が行われたと言えるでしょう。

本件のような混載便による汚染は、どの製品でも起こる可能性があり、物流も関係する事故が発生したら即時に物流業者と共に適時な情報収集、リスクの洗い出し、対策検討などが行えるように、他社も巻き込んだサプライ・チェーン・マネジメントの推進を図っておくことが重要となります。

また製造会社としては自社内においても、万が一の場合を想定し、クレーム対応の迅速化を図るため、早期の原因解明と対策がとれるような体制作りを行っておくことが必要です。

海外の PL 関連情報

米国商工会議所が訴訟環境の州別ランキングを発表

米国商工会議所は会員企業中の 957 社へアンケートを行い、企業活動に関わる訴訟環境の良し悪しを州・地域別にランク付けした結果を発表した。

毎年行われているこのアンケート調査は、「訴訟環境」調査と呼ばれるもので、米国商工会議所内の法的改革研究所が実施している。調査は、証拠採用、判事の偏見などの要素別に行われ、調査結果によると、企業にとって、不法行為責任法などの制度が合理的でバランスのとれた良好な州と良くない州は以下のとおりであった。

ベスト５	１．デラウェア	ワースト５	１．ウエストバージニア
	２．ネブラスカ		２．ルイジアナ
	３．メイン		３．ミシシッピ
	４．インディアナ		４．アラバマ
	５．ユタ		５．イリノイ

また、被験者による総評価は、同調査開始以来７年間は良くなる傾向にあり、全米規模では訴訟環境は整備されつつあることが伺える。一方、州当局へ望むこととしては、公判のスピードアップや懲罰的賠償責任の改革が挙げられている。

ここがポイント

米国では、製造物責任を含む不法行為責任法は各々の州法で訴訟が判断されています。懲罰的責任を認めてない州や認定金額の上限がない州などさまざまですので、訴訟がどの州法の下で提起されたかにより勝敗の可能性や認定損害額などが変わってきます。そのため、フォーラム・ショッピングと呼ばれる、当事者にとって有利な裁判地を選ぶ戦略がとられることがあります。

企業にとって有利な不法行為責任法制度がある州は、一般に人口が少なく、伝統を重んじる傾向の州となっています。そのような州法の下での裁判は、比較的合理的な指示・裁定が下され、結果も異常なものではないことが多くなります。一方、大都市がある州では原告に有利な土壌があることが多く、注意が必要です。

ペットフードへの汚染物質混入事件で和解

2007 年 2 月から 3 月に米国とカナダでペットフードへの有害化学物質混入による多量の犬や猫が死亡した事件の訴訟で、5 月 22 日、ペットの所有者とペットフード製造・販売各社は 2400 万ドルの和解に達した。

中国から輸入した原材料に毒物のメラミンが混入していたために、ペットフードを食べた犬や猫が腎不全や中毒死に至る事故が起き、米国史上最大のペットフードのリコールが行われた事件である。米国食品医薬品局（FDA）へは、本リコールに関し、17,000 件の苦情が報告されている。300 名近くの原告が約 30 のペットフードの製造・輸入・販売会社を訴え、被告企業側は既に 100 件以上の訴訟で合計 800 万ドルの和解をしている。今回の和解は、米国連邦地裁（ニュージャー

ジー州地区）にて提起された統合訴訟で成立したもので、被告会社各社で設立した基金からカナダおよび米国の全原告である数千名のペット所有者へ支払われるものである。

主な和解内容は以下のとおりである。

- 支払いは、治療費用・埋葬費用・死亡ペットの時価額など、原告の実際の経済的損害のみを対象
- 費用の証明資料がない場合は一匹につき 900 ドル
- 支払後の基金の残余金は慈善団体へ寄付

ここがポイント

多数の事故が一時期に同時発生し、リコールしたことにより、被告各社は多くの訴訟を受けることになりました。被告製造会社６社は業界大手の企業で、事故原因は中国の原材料供給業者２社であることより、被告は同じ立場にあり共同して事故及び訴訟対処するため共同コールセンターを開設し消費者とコンタクトしました。

また、リコールと共に推進した被告各社共同の基金設立により、訴訟による被告各社のそれぞれの責任を明らかにする時間と経費をかけず、早期和解に応じられるように手配しました。

本件は、コールセンターを大々的に宣伝し、早期の補償・和解へ誘い込む作戦を展開することにより、大型リコールに付随した訴訟事案としては異例の早期和解へ進展しています。このように好展開となったのは、被告各社が共通の立場にあったことや大企業同士であったこともありますが、コールセンターを設置して積極的に消費者とコンタクトし早期解決を目指す手法と、解決のための資金確保のために共同基金を設立する手法は、状況次第では参考になるかもしれません。

企業においては、企業経営にも影響する欠陥製品発生も想定した危機管理を整備するとともに、事象によっては同業他社との連携、早期解決のための資金確保についても考慮することを含んだ行動計画の作成が重要となります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2008